（別紙様式2）

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：　京都府
農業委員会名：　井手町農業委員会

Ⅰ　農業委員会の状況（令和3年3月31日現在）

1　農業の概要

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	118	61	11	50	0	179
経営耕地面積	51	28	10	18	0	79
遊休農地面積	3	-	-	-	-	3
農地台帳面積	141	121	91	30	0	262

※1　耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3　遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	236
自給的農家数	140
販売農家数	96
主業農家数	12
準主業農家数	17
副業的農家数	67

※　農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	349
女性	174
40代以下	105

※　農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	4
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	1
農業参入法人	1
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2　農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会　　任期満了年月日　　年　　月　　日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会　　任期満了年月日　R　3年　6月　29日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	―	1
認定農業者に準ずる者	―	1
女性	―	1
40代以下	―	0
中立委員	―	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	2	2	2

＊現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化

1　現状及び課題

現　　状 （令和3年3月現在）	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	179ha	13.26ha	7.40%
課　　題	町内の農業従事者の高齢化、後継者、若い担い手の不足。 ほ場整備が出来ていない農地（特に井手地区）は集積が進まない。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2　令和2年度の目標及び実績

集積目標　①	集積実績　②	（うち、新規実績）	達成状況（②／①×100）
1.5ha	1.8ha	1.8ha	120%

※1　集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入
※2　集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※3　新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	中間管理事業や利用意向調査の回答結果を活用しながら、利用集積に向けた活動を実施する。
活動実績	町内の農業生産法人による中間管理事業、利用権設定を活用した新規の農地集積があったため、年間をとおりして、一定の集積があった。

※　活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を超える面積を集積することができた。
活動に対する評価	主に町内の農業生産法人が行った中間管理事業、利用権設定であるが、制度活用にあたり、地域の農業委員も生産法人と所有者の間に入り調整を行うことで、円滑な集積につながった。令和2年度は農業生産法人以外にも、地域農業者も集積することができた。

Ⅲ　新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1　現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	1経営体	0経営体	0経営体
	28年度新規参入者 が取得した農地面積	29年度新規参入者 が取得した農地面積	30年度新規参入者 が取得した農地面積
	0.3ha	ha	0ha
課　　題	現状新規就農者となる担い手がいない状況である。 初期投資費用の工面や、農地、作業場所等、地元農業者とのつなぎや情報提供について、積極的に取り組む必要がある。		

※1　新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。
※2　新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2　令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況（②／①×100）
1経営体	0経営体	−%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況（④／③×100）
0.3ha	0ha	−%

※1　参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入
※2　参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入
※3　参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	京都府、京都府農業会議、京都やましろ農業協同組合、ジェイエイやましろファーム等を連携を行い、新規参入者の促進を図る。
活動実績	令和2年度は当初より明確となる新規就農対象者がなかったが、年度途中に就農に関する相談を受けた。令和3年度からの新規就農にはつながらなかった。

※　活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	令和2年度の新規参入者は0名。
活動に対する評価	令和2年度は当初は明確な新規就農対象者がいなかったが、やましろファームの研修生や、就農に関する相談は複数あり、京都府の就農相談等を活用したが、個々の事情により令和3年度からの就農にはつながらなかった。今後も相談者の就農に関する課題対し、関係機関と連携して解決するようとりくみ、地域での就農につなげていきたい。

Ⅳ　遊休農地に関する措置に関する評価

1　現状及び課題

現　　状 （令和2年3月現在）	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	割合（B／A×100）
	179ha	3.3ha	1.84%
課　　題	農業者の高齢化、後継者府沿い及び他市町村居住による耕作放棄地の増加		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2　遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2　令和２年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況（②／①×100）
0.5ha	0.2ha	40%

※1　解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
※2　解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3　２の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数（実数）		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	12人		7月～10月	11月～1月
		調査方法	地域の委員による日常的な調査、農地の利用状況調査、農地パトロールによる目視調査		
	農地の利用意向調査	調査実施時期：11月～12月			
	その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数（実数）		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		12人		7月～11月	11月～1月
	農地の利用意向調査	調査実施時期　11月～12月		調査結果取りまとめ時期	1月～2月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数：　83筆		調査数：　0筆	調査数：　0筆
		調査面積：3.1ha		調査面積：　0ha	調査面積：　0ha
	その他の活動				

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農業委員の声掛けにより、一部減少した農地もあったが、減少分よりも、遊休農地が再発した増加分が上回ることとなった。
活動に対する評価	通知を送付するだけでなく、農業委員、事務局が連携し、所有者を訪問するなど積極的な声かを行うことで、一部遊休農地が解消された農地もあるため、一定の成果はあった

Ⅴ　違反転用への適正な対応

1　現状及び課題

現　　状 （平成31年3月現在）	管内の農地面積（A）	違反転用面積（B）
	179ha	0ha
課　　題	農地パトロール及び農業者等へ周知に努めても、違反転用が発生することがある。	

※　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※　違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2　令和元年度実績

実　　績①	増減（B−①）
0ha	0ha

※　実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3　活動計画・実績及び評価

活動計画	通年、現況確認や農地パトロールに合わせて違反転用のパトロールを行う。また、問題が生じた場合は、早期解決を図るため、京都府と連携し問題解決を図る。
活動実績	日頃の農地パトロールの実施、農業委員による地域の見回りによる情報提供を受けた。
活動に対する評価	市街化区域内農地の転用にあたり、届出を行わず造成等を行った事案が見受けられ、農業委員等の声掛けにより顛末書による対応をおこなった例があった。 また、調整区域の農地でも無許可の埋め立てが行われた事例があり、追って追認による対応がされる見込みである。

※　活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ　農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1　農地法第3条に基づく許可事務

（1年間の処理件数:　　6件、うち許可　　6件及び不許可　　0件）

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="4">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">申請書記載内容、農地基本台帳、現地確認</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">総会での審議</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">無</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申請者への審議結果の通知</td><td rowspan="2">実施状況</td><td colspan="2">申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数</td><td colspan="2">0件</td></tr>
<tr><td colspan="2">不許可処分の理由の詳細を説明した件数</td><td colspan="2">0件</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">事務局にて保管</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>申請書受理から　30日</td><td>処理期間（平均）</td><td>30日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

2　農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

（1年間の処理件数:　　1 件

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="4">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">申請書記載内容、農地基本台帳、現地確認</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">総会での審議</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">事務局にて保管</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>申請書受理から　30日</td><td>処理期間（平均）</td><td>30日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

３　農地所有適格法人からの報告への対応

<table>
<tr><th>点検項目</th><th colspan="3">実施状況</th></tr>
<tr><td rowspan="7">農地所有適格法人からの報告について</td><td colspan="2">管内の農地所有適格法人数</td><td>1法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書提出農地所有適格法人数</td><td>1法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数</td><td>0法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数</td><td>0法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人</td><td>0法人</td></tr>
<tr><td>提出しなかった理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>対応方針</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">農地所有適格法人の状況について</td><td colspan="2">農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数</td><td>0法人</td></tr>
<tr><td>対応状況</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

４　情報の提供等

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="2">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">賃借料情報の調査・提供</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象賃貸借件数　0件</td><td>公表時期
平成　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法:</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">農地の権利移動等の状況把握</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象権利移動等件数　0件</td><td>取りまとめ時期
平成　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法:</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">農地台帳の整備</td><td rowspan="3">実施状況</td><td colspan="2">整備対象農地面積　292.44ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">データ更新:住民基本台帳及び土地台帳の情報との照合。突合によるデータ更新</td></tr>
<tr><td colspan="2">公表:</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※その他の事務
　上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ　地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉　－ 〈対処内容〉　－

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉　－ 〈対処内容〉　－

※　Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ　事務の実施状況の公表等

1　総会等の議事録の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している

2　農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数　　0　件

提出先及び提出した意見の概要	

3　活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している